

平成30年清瀬市議会第2回定例会

市長提出議案

議案番号	議案名等	概要	付託先
議案第29号	専決処分の報告について（清瀬市市税条例の一部を改正する条例）	<p>去る3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）の施行に伴い、清瀬市市税条例の一部を改正する条例（平成30年清瀬市条例第17号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同法同条第3項の規定により議会に報告するとともに、承認を求めるものです。</p> <p>主な内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 専決処分番号 平成30年第1号 2 専決処分日 平成30年3月31日 3 主な改正内容 法人市民税について、外国子会社の所得を合算して課税される場合、二重課税とならないように調整する等の改正を行ったものです。 	総務文教 常任委員会
議案第30号	専決処分の報告について（清瀬市都市計画税条例の一部を改正する条例）	<p>去る3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）の施行に伴い、清瀬市都市計画税条例の一部を改正する条例（平成30年清瀬市条例第18号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同法同条第3項の規定により議会に報告するとともに、承認を求めるものです。</p> <p>主な内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 専決処分番号 平成30年第2号 2 専決処分日 平成30年3月31日 3 主な改正内容 土地に係る負担調整措置を3年間延長させるための改正を行ったものです。 	総務文教 常任委員会
議案第31号	専決処分の報告について（清瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	<p>去る3月31日に公布された地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第125号）の施行に伴い、清瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成30年清瀬市条例第19号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同法同条第3項の規定により議会に報告するとともに、承認を求めるものです。</p> <p>主な内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 専決処分番号 平成30年第3号 2 専決処分日 平成30年3月31日 3 主な改正内容 国民健康保険税の均等割の5割軽減及び2割軽減に係る軽減判定所得の額を改めたものです。 5割軽減 旧 33万円+27万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数） 	福祉保健 常任委員会

		<p>新 33万円+27万5千円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)</p> <p>2割軽減 旧 33万円+49万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)</p> <p>新 33万円+50万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)</p>	
議案第32号	清瀬市市税条例等の一部を改正する条例	<p>地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)の施行に伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 たばこ税率の引き上げと加熱式たばこの課税方式の見直しを行います。</p> <p>2 バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂にかかる固定資産税の減額措置を設けます。</p>	総務文教 常任委員会
議案第33号	清瀬市都市計画税条例の一部を改正する条例	<p>地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)の施行に伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂にかかる都市計画税の減額措置を設けます。</p>	総務文教 常任委員会
議案第34号	清瀬市生活資金等貸付条例及び清瀬市緊急福祉資金条例を廃止する条例	<p>生活資金等の貸付事業については、清瀬市社会福祉協議会が実施している緊急小口資金制度を活用するとともに市が民間事業者に委託事業として実施する「生活困窮者家計相談支援事業」及び「就労準備支援事業」と連携を強化して行うことが求められていることから、市としての事業を廃止するために提案するものです。</p>	福祉保健 常任委員会
議案第35号	清瀬市道の路線の認定について	<p>開発による無償譲渡受け入れにより、新たに市道の路線を認定するものです。</p> <p>清瀬市道1352号線 (中清戸四丁目 中清戸地域市民センター南側)</p>	建設環境 常任委員会
議案第36号	清瀬市立清瀬第七小学校校舎大規模改修工事(建築)請負契約	<p>市は、去る5月18日に「清瀬市立清瀬第七小学校校舎大規模改修工事(建築)」の請負業者選定のため、競争入札の開札手続きをしました。</p> <p>開札により落札業者と仮契約を行っておりますが、建築請負工事の予定価格が1億5千万円以上であるため、業者と正規に契約を締結するには「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により議会の議決を必要とするため、議案を提案するものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 契約件名 清瀬市立清瀬第七小学校校舎大規模改修工事(建築)請負契約</p> <p>2 仮契約金額 270,000,000円</p>	6月8日 可決

		<p>3 仮契約の相手方 有限会社 今村組</p> <p>4 施工等（主なもの）</p> <p>(1) 防水改修 校舎屋上下地調整の上ウレタン塗膜 防水</p> <p>(2) 外壁改修 下地調製の上塗装、浮き・爆裂・欠 損部の補修</p> <p>(3) 廊下内装改修 床＝P タイル撤去・長尺塩ビシート新設 壁＝下地処理再塗装、木製パーテーション撤去 ・スチールパーテーション新設 天井＝木下地共撤去・L G S 下地化粧石膏ボード 張り</p> <p>(4) 家具改修 下足入れの撤去・新設等</p> <p>(5) 昇降機改修 給食用ダムウェーターの取換え</p> <p>(6) 外構 正門・通用門2ヶ所下地補修・錆止め再 塗装</p>	
議 案 第 3 7 号	清瀬市立清瀬第八小学校校舎 大規模改造工事（建築）請負契約	<p>市は、去る5月18日に「清瀬市立清瀬第八小学校校舎大規模改造工事（建築）」の請負業者選定のため、競争入札の開札手続きをしました。</p> <p>開札により落札業者と仮契約を行っておりますが、建築請負工事の予定価格が1億5千万円以上であるため、業者と正規に契約を締結するには「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により議会の議決を必要とするため、議案を提案するものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 契約件名 清瀬市立清瀬第八小学校校舎大規模改造工事（建築）請負契約</p> <p>2 仮契約金額 224,640,000円</p> <p>3 仮契約の相手方 大春建設株式会社</p> <p>4 施工等（主なもの）</p> <p>(1) 防水改修 校舎屋上下地調整の上ウレタン塗膜 防水</p> <p>(2) 外壁改修 下地調製の上塗装、浮き・爆裂・ 欠損部の補修</p> <p>(3) 廊下内装改修 床＝長尺塩ビシート撤去・長尺塩ビシート新設 壁＝下地処理再塗装、木製パーテーション撤去 ・スチールパーテーション新設 天井＝木下地共撤去・L G S 下地化粧石膏ボード 張り</p> <p>(4) 家具改修 掲示板クロスの張替</p> <p>(5) 昇降機改修 給食用ダムウェーターの取換え</p>	6月8日 可 決

		(6) 外構 正門・通用門3ヶ所下地補修・錆止め再塗装	
--	--	-----------------------------	--